様式第二十一号の二の二（第二面）中「書類を検査」を「書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査」に、「又は登録教習機関」を「、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第123条第１号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）」に改める。

様式第二十一号の二の三（裏面）中「第三十七条第一項の許可」を「第三十七条第一項の許可、特別安全衛生改善計画」に、「行なう」を「行う」に、「専門技術的事項」を「専門技術的事項、特別安全衛生改善計画」に改める。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「登記事項証明書」の下に「（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）」を加え、同条第二号中「写し」の下に「（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）」を加える。

第一条の八の二を第一条の八の五とし、第一条の八の次に次の三条を加える。

（旅費の額）

第一条の八の二　令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第一条の八の三　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第一条の八の四　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

２　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

３　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

４　厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第一条の十中「登録製造時等検査機関」の下に「（外国登録製造時等検査機関（法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一　法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二　その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

第一条の十一の表法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録製造時等検査機関」の下に「（外国登録製造時等検査機関を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	一　外国登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消した年月日

第三条第一号中「登記事項証明書」の下に「（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）」を加え、同条第二号中「写し」の下に「（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）」を加え、同条第三号中「第四十六条第二項各号」を「法第四十六条第二項各号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（旅費の額等に係る準用）

第八条の二　第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第十条の二中「登録個別検定機関」の下に「（外国登録個別検定機関（法第五十四条において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　外国登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項の規定により性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二　その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事項

第十条の三中「「第五十三条」」を「「第五十三条第一項」」に、「準用する法第五十三条」を「準用する法第五十三条第一項」に、「「第五十三条の二」」を「「外国登録製造時等検査機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」」に改める。

第十二条第一号中「登記事項証明書」の下に「（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）」を加え、同条第二号中「写し」の下に「（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（旅費の額等に係る準用）

第十七条の二　第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第十九条中「登録個別検定機関」の下に「（外国登録個別検定機関（法第五十四条において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　外国登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一　法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣又は個別検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二　その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認める事項